Okakenkyo News Letter

2025
7月
863号

岡山県建設業協会会報

❷「賃金構造基本統計調査」を実施します
❸「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。
❹岡山県下公共工事の動向〈6月分〉
❽建退共だより
❿法律相談コーナー
⓫建設業福祉共済団からのお知らせ
⓭建設業総合補償制度のご案内
⓮岡山県からのお知らせ
⓯岡山労働局からのお知らせ

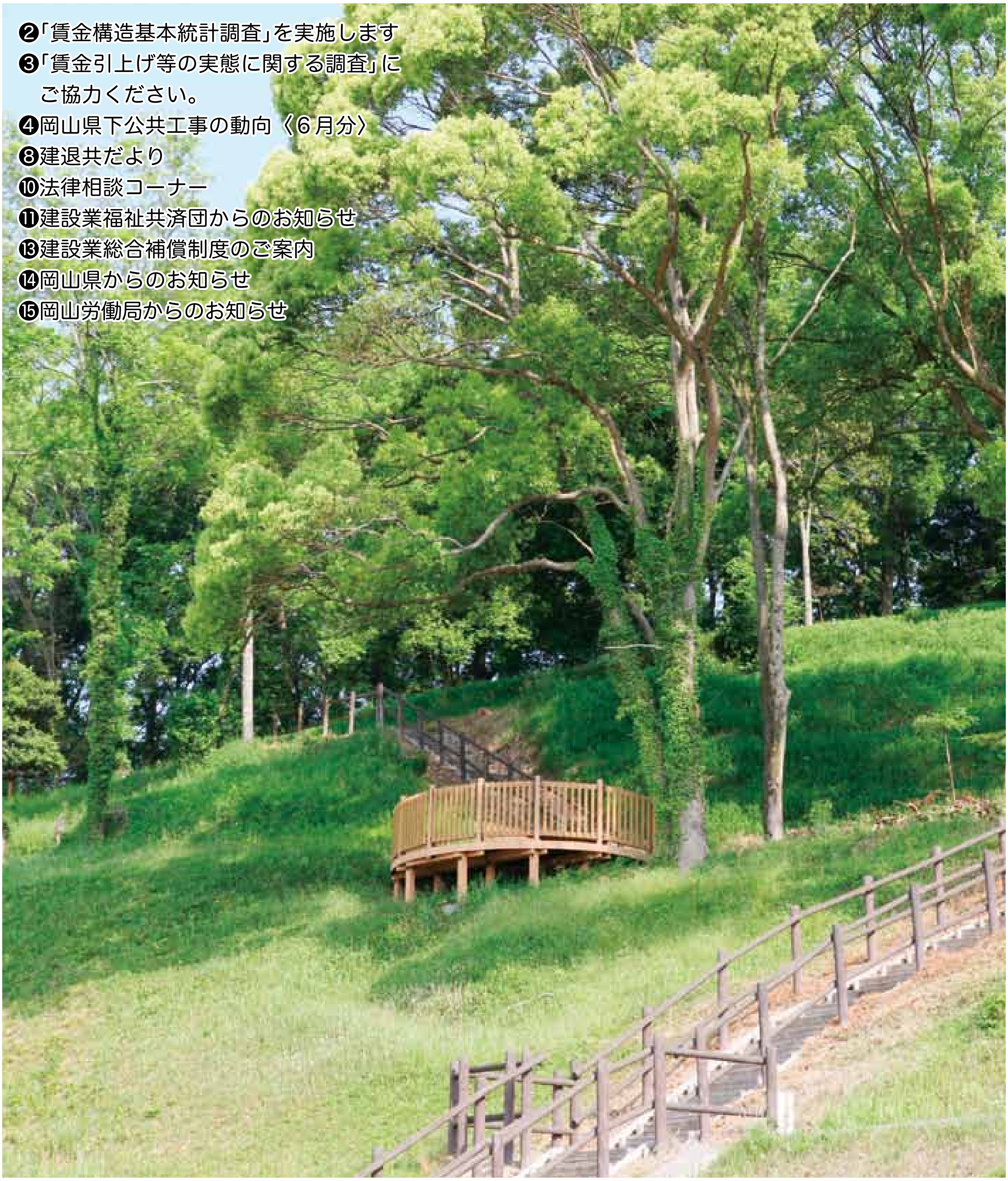

つばきの丘公園［里庄町］（提供：岡山県観光連盟）

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和７年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に７月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様に厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付きExcel形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：https://www.e-survey.go.jp）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省賃金構造基本統計調査のページはこちら

https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/

賃金構造　事業主　検索

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和７年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、１月から12月までの１年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査に御回答いただける企業数が減少傾向にあります。調査精度を維持するためにもぜひとも御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

岡山県下公共工事の動向〈６月分〉

西日本建設業保証㈱岡山支店

Ⅰ．単月（令和７年６月）

１．全般の状況

（金額単位：百万円）

		件　数	請負金額	増　減		増減率	
				件　数	請負金額	件　数	請負金額
発注者別	国	32	4,107	8	1,962	33.3%	91.5%
	独立行政法人等	8	4,635	6	4,410	300.0%	1963.8%
	岡　山　県	101	2,349	29	292	40.3%	14.2%
	市　町　村	215	14,439	18	5,781	9.1%	66.8%
	その他公共的団体	1	▲7	▲1	▲109	▲50.0%	―
合　計		357	25,524	60	12,337	20.2%	93.6%
令和６年度		297	13,186	▲77	▲7,997	▲20.6%	▲37.8%
令和５年度		374	21,183	63	2,975	20.3%	16.3%
令和４年度		311	18,208	▲32	▲2,753	▲9.3%	▲13.1%
令和３年度		343	20,961	5	646	1.5%	3.2%

月別請負金額の推移

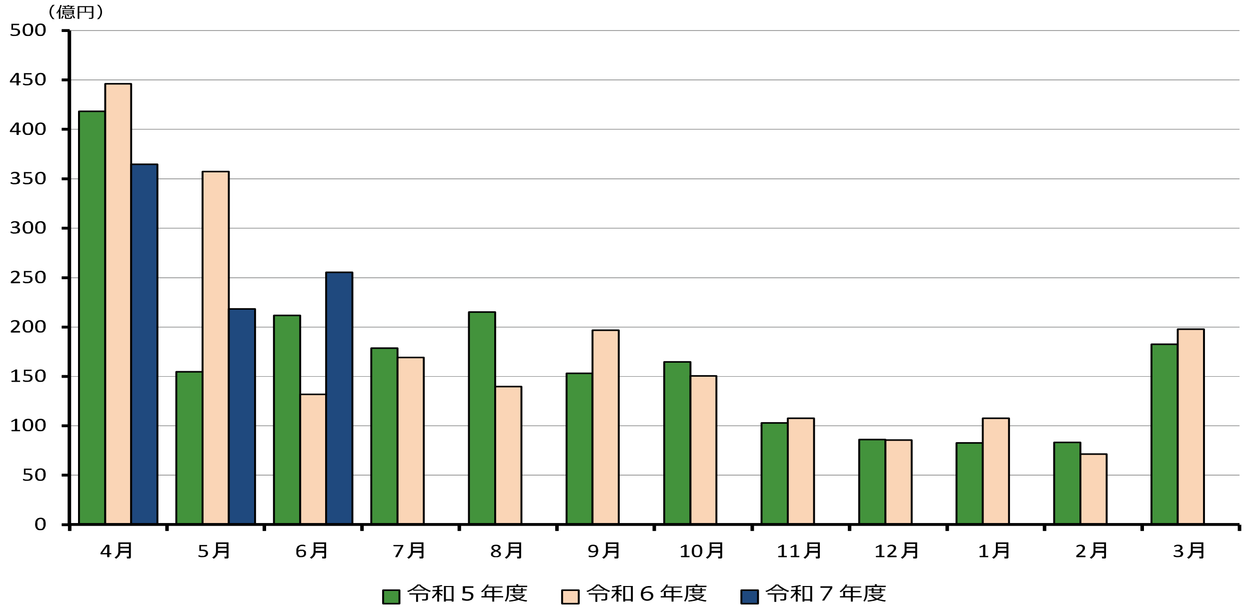

Ⅱ．累計（令和７年４月～令和７年６月）

１．全般の状況

（金額単位：百万円）

		件　数	請負金額	増　減		増減率	
				件　数	請負金額	件　数	請負金額
発注者別	国	61	9,014	13	2,347	27.1%	35.2%
	独立行政法人等	27	16,500	4	4,920	17.4%	42.5%
	岡　山　県	338	10,011	30	▲198	9.7%	▲1.9%
	市　町　村	448	37,243	▲19	▲21,209	▲4.1%	▲36.3%
	その他公共的団体	7	11,027	▲7	4,409	▲50.0%	66.6%
合　計		881	83,798	21	▲9,729	2.4%	▲10.4%
令和６年度		860	93,528	▲33	15,060	▲3.7%	19.2%
令和５年度		893	78,468	40	16,992	4.7%	27.6%
令和４年度		853	61,476	▲5	4,377	▲0.6%	7.7%
令和３年度		858	57,099	21	▲624	2.5%	▲1.1%

月別請負金額の推移

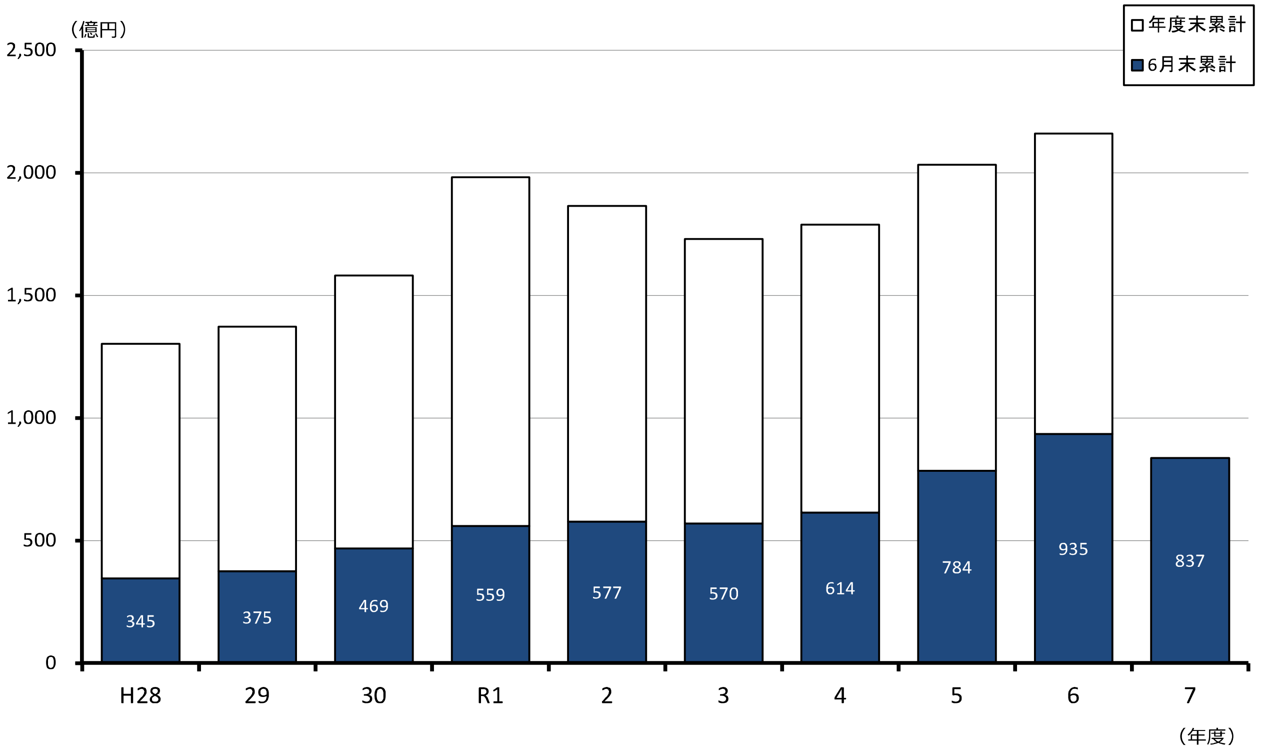

２．地区別・発注者別請負金額の状況

（金額単位：百万円）

地　区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡　山　地　区	27,517	▲8,426	▲23.4%	国	4,130	1,231	42.5%
				独法等	2,379	▲32	▲1.4%
				岡山県	3,025	▲785	▲20.6%
				市町村	17,770	▲7,666	▲30.1%
				その他	211	▲1,173	▲84.7%
東　備　地　区	2,470	▲1,409	▲36.3%	国	146	146	<
				独法等	1,476	▲912	▲38.2%
				岡山県	633	▲208	▲24.7%
				市町村	212	▲434	▲67.2%
				その他	0	0	−
倉　敷　地　区	18,615	▲6,739	▲26.6%	国	1,779	133	8.1%
				独法等	1,790	1,790	<
				岡山県	1,461	▲128	▲8.1%
				市町村	12,990	▲8,186	▲38.7%
				その他	593	▲348	▲37.0%
井　笠　地　区	17,260	7,909	84.6%	国	2,377	826	53.3%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	864	297	52.4%
				市町村	3,311	1,497	82.6%
				その他	9,996	5,807	138.7%
高　梁　地　区	644	▲2,827	▲81.4%	国	25	7	38.2%
				独法等	0	0	−
				岡山県	200	▲40	▲16.9%
				市町村	417	▲2,794	▲87.0%
				その他	0	0	−
新　見　地　区	3,067	1,860	154.1%	国	69	24	54.5%
				独法等	1,679	1,436	592.2%
				岡山県	704	257	57.8%
				市町村	614	141	29.9%
				その他	0	0	−
真　庭　地　区	7,280	398	5.8%	国	24	▲4	▲15.4%
				独法等	6,101	1,304	27.2%
				岡山県	797	▲327	▲29.1%
				市町村	356	▲573	▲61.7%
				その他	0	0	−
津　山　地　区	3,397	▲1,041	▲23.5%	国	275	▲51	▲15.7%
				独法等	372	▲134	▲26.5%
				岡山県	1,211	303	33.5%
				市町村	1,311	▲1,282	▲49.4%
				その他	226	123	120.1%
勝　英　地　区	3,545	547	18.2%	国	184	34	22.8%
				独法等	1,989	1,989	<
				岡山県	1,111	432	63.8%
				市町村	259	▲1,910	▲88.1%
				その他	0	0	−
合　計	83,798	▲9,729	▲10.4%	国	9,014	2,347	35.2%
				独法等	16,500	4,920	42.5%
				岡山県	10,011	▲198	▲1.9%
				市町村	37,243	▲21,209	▲36.3%
				その他	11,027	4,409	66.6%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【高梁地区】高梁市

【新見地区】新見市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

３．資本金階層別の状況

（金額単位：百万円）

資本金	件　数	請負金額	増　減		増減率	
			件　数	請負金額	件　数	請負金額
中小計	797	35,544	12	1,176	1.5%	3.4%
大手計	55	25,713	9	14,203	19.6%	123.4%
共同企業体	29	22,540	0	▲25,109	0.0%	▲52.7%
合　計	881	83,798	21	▲9,729	2.4%	▲10.4%

※「中小」は、資本金３億円未満（個人含）

４．工種別の状況

（金額単位：百万円）

工種	件　数	請負金額	増　減		増減率	
			件　数	請負金額	件　数	請負金額
土　木	513	36,015	29	6,825	6.0%	23.4%
建　築	108	22,299	▲17	▲21,520	▲13.6%	▲49.1%
電　気	49	6,089	▲2	▲58	▲3.9%	▲1.0%
管	33	5,996	▲12	▲1,378	▲26.7%	▲18.7%
測量・調査・設計	135	1,884	11	219	8.9%	13.2%
その他	43	11,514	12	6,183	38.7%	116.0%
合　計	881	83,798	21	▲9,729	2.4%	▲10.4%

外国人労働者を受け入れている企業のみなさま

特定技能外国人はもちろん、技能実習生も加入できます!!

優秀な人材を呼び込むために建退共制度を活用しましょう！

建退共制度は、国が作った退職金制度で安全・確実

建設業の現場で働く従業員であれば、国籍・職種を問わず、また、月給制・日給制であるかどうかも関係なく加入できます。海外の給料が高騰する中で、建退共の退職金を加える
ことにより、処遇改善が図れます。

ABOUT THE 建退共 KENTAIKYO SYSTEM

The Kentaikyo System is a retirement allowance Scheme formulated by Japanese government under Small and Medium-sized Enterprise Retirement Allowance Mutual Act. Employers make payments of installments in accordance with the number of days worked by construction site workers.
Under this retirement system for the entire industry, these employees are paid a retirement allowance when they quit the construction industry.

建退共制度は、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。事業主の方が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

退職金額は、どのくらい？

▼ 建退共退職金額

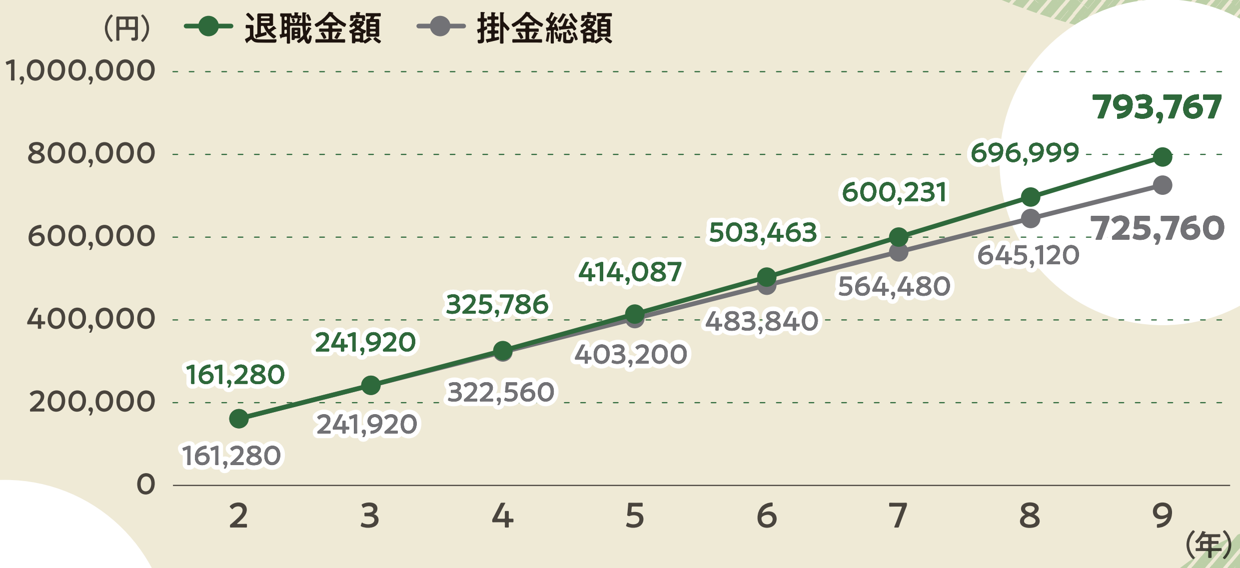

掛金納付年数（月数）	2年（24月）	3年（36月）	5年（60月）
退職金額	161,280円	241,920円	**414,087円**

外国人労働者の掛金についても同様のメリットがあります

掛金の一部が免除されます。

新たに加入した場合、国の補助により掛金の一部が免除されます。

掛金は損金（または必要経費）として全額算入できます。

お問い合わせ先

建退共各都道府県支部または建退共本部 事業推進課

☎ 03-6731-2866

✉ gsuishiuaka@taisyokukin.jp

建設業退職金共済制度

https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/

（法律相談コーナー）

第181回　導入している対策は問題ない？熱中症対策の義務について確認！

●相談内容●

労働安全衛生法が改正され、熱中症対策が義務化されたように聞きましたが、具体的にどのような対策が必要か確認したいです。

○回　　答○

弁護士　小林裕彦
（岡山弁護士会所属）

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成４年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

今年の６月から、熱中症対策の義務化に関する法改正が適用されています。昨今、気温上昇はとどまることを知りませんので、昔の暑さ対策が全く通用しないと考えるべきです。今のうちに、法改正に対応できているか、確認しましょう。

熱中症対策の必要性

熱中症はみなさんご存知のとおり、時には重篤化し、ひどい場合は死亡につながる重大な問題となります。もっとも、熱中症は他の外傷と違って外観上症状が発生しているようには見えないため、発覚が遅れたり、初動対応の不備があったりすることにより、症状が重篤化するリスクが非常に高いため、熱中症特有の対策が必要となります。

なお、義務化の対象は、「ＷＢＧＴ（暑さ指標）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１日以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業です。とはいえ、基準以下でも、対策を講じるに越したことはないです。

具体的な対策内容

先ほど述べた熱中症の観点から、法律の内容は、熱中症の早期発見のための措置、熱中症が疑われる場合において迅速かつ適切な対応ができるようにするための措置の２つに大別することができます。

熱中症の早期発見のための措置としては、①熱中症の自覚症状がある作業員もしくは熱中症のおそれがある作業員を見つけた者が、その旨を報告する体制整備及び関係者への周知が義務化され、②職員巡回、ウェアラブルデバイス等を利用しての、従業員の状態のチェックが推奨されています。

熱中症が疑われる場合の措置については、①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の周知、②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知が義務の内容とされています。

対策義務を怠った場合の法的責任

労働安全衛生法上、法改正で、熱中症対策を怠った場合の刑事責任として、６カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に科される可能性があります。代表者個人だけでなく、別で法人に50万円以下の過料が科される可能性があります。

また、民事責任として、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求がなされる可能性があります。この場合の賠償範囲は、本来対策義務を果たしていた場合における状態と、実際に発生した症状とを比較して、その差が損害と認定されることとなります。具体的には通院にかかった費用、慰謝料などが損害となります。

もちろん後遺症が残ったり、死亡してしまったりした場合は、逸失利益や相応の慰謝料を支払わなくてはなりません。

このようなリスクもありますし、社員を守るためにも、法律上義務付けられた対策措置はとるようにしましょう。

（建設業福祉共済団からのお知らせ）

令和 6 年度の契約者割戻率は 28.52％！

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金を契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」を令和 4 年度から導入しており、令和 6 年度の決算（令和 7 年 3 月 31 日）において 10.48 億円の剰余金が発生しました。

剰余金は 3 年平均にして割り戻されますので、令和 6 年度における「直近 3 事業年度の剰余金平均値（下表「剰余金の取扱い」ご参照）は 8.34 億円であり、この金額を原資として算出した契約者割戻率は 28.52％になりました。

［参考］令和 4 年度実績：20.53%、令和 5 年度実績：16.46%

令和 7 年度、8 年度も契約者割戻金をお支払い！

下表に記載の通り、令和 7 年度は 4.84 億円に同年度の決算によって剰余金が生じた場合その 1/3 を加算(＋α)した額、令和 8 年度は 3.49 億円＋α に同年度の決算によって剰余金の生じた場合その 1/3 を更に加算(＋β)した額を原資とした契約者割戻金をお支払いすることが確定しており、その年度の決算日（3 月 31 日）に保険契約が有効に成立している契約者は、契約者割戻金によって掛金負担が軽減されます。

この機会にぜひ建設共済保険にご加入ください。

○剰余金の取扱い

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割（A÷3）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和4年度	10.48億円	3.49億円 (R4:3/3回)		
令和5年度	4.05億円	1.35億円 (R5:2/3回)	1.35億円 (R5:3/3回)	
令和6年度	10.48億円	3.49億円 (R6:1/3回)	3.49億円 (R6:2/3回)	3.49億円 (R6:3/3回)
B 直近3事業年度の剰余金平均値		8.34億円	4.84億円＋α	3.49億円＋α＋β
C 基準保険料総額		29.24億円		
割戻率（B÷C）		28.52%		

令和7年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（＋α）されます。

令和7年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（＋α）され、同様に令和8年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（β）されます。

〔参考〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
過去の割戻率	9.01%	8.60%	20.53%	16.46%

保険金区分（補償額）の参考数値について

建設共済保険の保険金支払いにおいて、災害発生時に関係請負事業所から被災者1人あたりに支払われた金額は、平均で 2，710万円 となっています。

【平成 25 年度～令和 4 年度　建設共済保険金支払い調べ】

当団保険金における示談金額

<等級別示談件数等内訳>

単位：万円

死亡・障害等	件数	示談金額合計	1件当たり
死亡	198	554,076	2,798
傷病1級～3級	10	36,160	3,616
障害1級～3級	44	136,508	3,102
障害4級・5級	20	36,368	1,818
障害6級・7級	20	28,075	1,404
合計	292	791,187	2,710

※件数は示談書の提出があった件数

<示談金額の内訳>※当団契約者

示談金額合計	件数
5,001万円以上	5
4,000万円～5,000万円	19
3,000万円～3,999万円	17
2,000万円～2,999万円	44
2,000万円未満	207
合計	292

※最高額：1億3,769万円

（注）当団契約者の示談金負担額が 1 億円を突破して 1 億 3,769 万円に達したのは令和 2 年度からで、被災者は障害 1 級（年齢 42 才）で支払った契約者の完工高は 9.7 億円で 4,000 万円の加入でした。

その後、令和 5 年にも被災者は傷病 1 級（年齢 56 才）で、完工高 15.5 億円の契約者（2,000 万円に加入）が 1 億 1,700 万円を支払った事例が発生しています。

保険契約者が被災者等に対して使用者賠償責任を被った場合など、不測の事態にも対応できる保険金区分をご検討ください。

○建設共済保険の保険金の特長

建設共済保険の保険金は『被災者補償保険金』と『諸費用補償保険金』で構成され、特に諸費用補償保険金は被災者等に対する追加的補償はもちろんのこと、労働災害に起因して保険契約者が負担する諸費用を最大 2,500 万円まで補償します。

〔死亡災害発生時の保険金支払いの流れ
　保険金区分合計 5,000 万円で加入〕

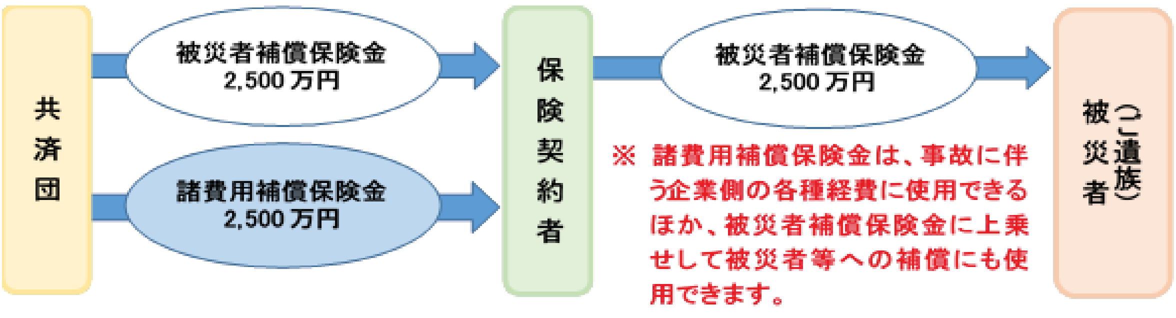

公益財団法人　建設業福祉共済団

地盤崩壊危険補償特約のご案内

工事中の地盤崩壊事故に備えを！

地下工事、基礎工事や土地の掘削工事で、特に心配なのが地盤崩壊に起因する事故。
一般的な請負業者賠償責任保険で補償されない地盤崩壊に伴う賠償請求でも、
建設業総合補償制度の「地盤崩壊危険補償特約」なら補償が可能です！
しかも「地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償・ワイドプラス補償）」なら標準補償で補償されない部分もカバー！！

支払限度額：1事故、保険期間中 1,000万円もしくは2,000万円（免責金額5万円）

完成工事高1億円、支払限度額1,000万円の場合

【標準補償】

年間保険料 **39,000円**

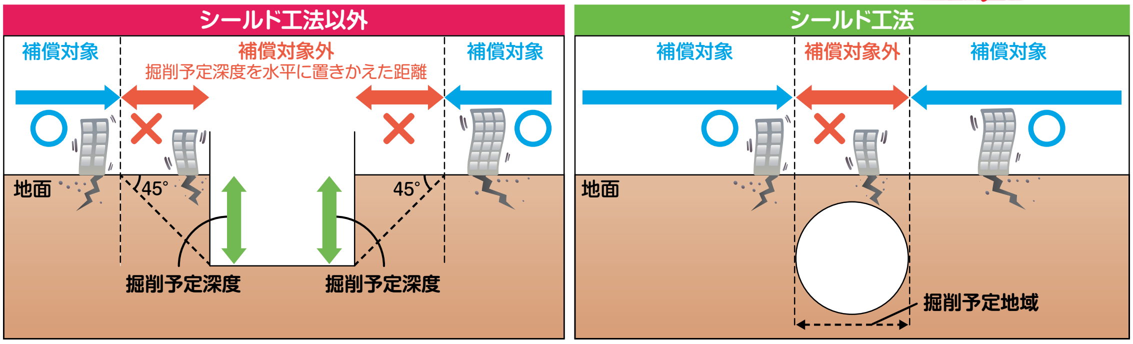

地盤崩壊危険補償特約（ワイド補償）で安心！

【ワイド補償】 ※ワイド補償により新たに支払対象となる部分には、縮小支払割合50%が適用されます。

年間保険料 **58,000円**

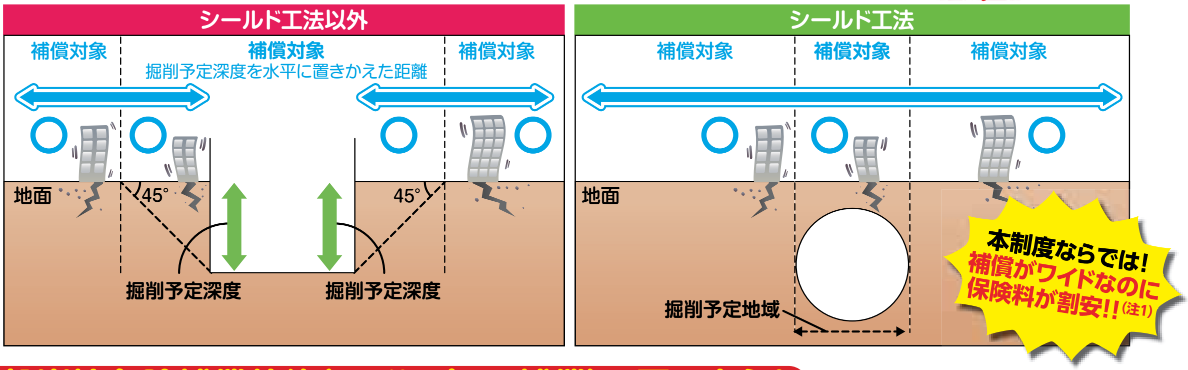

地盤崩壊危険補償特約（ワイドプラス補償）で更に安心！

【ワイドプラス補償】

年間保険料 **75,000円**

ワイド補償と同じ補償範囲で縮小支払割合の適用がありません。

支払限度額を上限に**損害額の100%をお支払い**(注2)

ワイド補償にプラスした補償

標準補償・ワイド補償にご加入の皆様はワイドプラス補償への切り替えを、建設業総合補償制度に未加入の皆様はこの機会に補償制度へのご加入を検討してみませんか？ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

（注1）団体のスケールメリットを活かした、個別にご加入いただくよりも割安な保険料です。
（注2）縮小支払割合の適用はありませんが、免責金額が適用されますので、5万円は自己負担となります。

お問合わせ先
一般社団法人 岡山県建設業協会
086-225-4133

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階
086-225-0835

制度幹事代理店
株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

※このチラシは保険（請負業者賠償責任保険）の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B25-900114　承認年月：2025年4月

夏の交通事故防止

いよいよ本格的な夏がやって来ます。夏休みシーズンは、イベントや旅行等、外出の機会も増えますが、楽しい計画が交通事故で悲しい思い出に変わることがないよう、次のことに注意しましょう。

1　旅行の計画はゆとりをもって！

レジャーシーズンは道路が大変混雑します。お出かけの際は、行先までの交通状況を事前に十分調べておきましょう。また、渋滞に巻き込まれることも予測して、時間に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2　運転はゆとりをもって「ゆずる・とまる・まもる」

渋滞すると気分がイライラしがちですが、焦らず、ゆとりある運転を心がけましょう。また、旅行など長時間・長距離の運転では、暑さによる疲れも懸念されます。無理をせず、早めに休憩をとりましょう。運転する際は、信号、合図などの交通ルールを守り、「ゆずる・とまる・まもる」を心がけましょう。

3　子どもの事故に気をつけましょう！

夏休み期間は子どもの外出も増えます。子どもが出かける前には「車に気をつけて」と一声かけるなど家庭でも注意してください。また、ドライバーの皆さんは、子どもたちの動きに十分注意し、思いやりのある運転と早めのブレーキを心がけましょう。

4　夜のお出かけには反射材の着用を！

夏は、涼しくなる夕暮れ時や夜間に散歩等の外出をする機会が多くなります。夜間等の外出には、夜光タスキなどの反射材やＬＥＤライトを活用し、自分の存在を車にアピールしましょう。ドライバーの皆さんは危険を早く察知できるよう、ライトを早めに点灯し、先行車や対向車がないときには、上向きライトを活用しましょう。

5　許さない！飲酒運転

飲酒運転は「犯罪」です。お酒を飲んだら、たとえすぐ近くでも、絶対に車を運転してはいけません。アルコールは少しの量でも運転に悪影響を及ぼし、死亡事故などの重大事故につながります。周りの人も注意して、みんなの力で飲酒運転を根絶しましょう。

6　全席シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう！

シートベルトは、万一の際、あなたや家族を守る命綱です。車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを必ず着用しましょう。また、6歳未満の子どもを同乗させる際には、必ずチャイルドシートを使用しましょう。

7　自転車も車の仲間です。ルールを守って乗りましょう

自転車は手軽で便利な反面、ちょっとした不注意が重大な事故を招きます。自転車も法令上は「車両」です。責任をもってルールを守り運転しましょう。自転車に乗るときにはヘルメットを着用しましょう。また、岡山県内では「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入が義務となっています。自転車による加害事故で高額賠償となる事例も見られます。必ず自転車保険に加入しましょう。

【自転車安全利用五則】
1　車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

（岡山労働局からのお知らせ）

事業主の皆様へ

　年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

　働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

　労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

　詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、岡山労働局雇用環境・均等室（電話086-225-2017）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協　会　日　誌

7. 6. 3　　第８回労務費の基準に関するワーキンググループ（東京）
7. 6. 4　　全建　表彰部会（社会貢献功労者）（東京）
7. 6. 4　　岡山県職業能力開発協会　通常総会
7. 6.10　　全建　令和７年度定時総会（東京）
7. 6.19　　岡山県建築住宅センター㈱株主総会・取締役会
7. 6.24　　西日本建設業保証㈱第73回定時株主総会（大阪）
7. 6.27　　第56回評議員会（建設業退職金共済事業関係）（東京）

とれたて　おかやま　いただきます!

進めよう！
地産地消
おかやま

発行　**一般社団法人 岡山県建設業協会**　〒700-0827　岡山市北区平和町５番10号
TEL（086）225-4131　URL：http://www.okakenkyo.jp
FAX（086）225-5388　E-mail：info@okakenkyo.jp